福井県ＰＴＡ連合会入退会規定

（総則）

第１条　本会会則第２章第４条による入退会についてはこの規定の定めるところによって行う。
但し、本規定施行前の入会についてはその限りではない。

（入会）

第２条

１．本会の入会資格は福井県内に属する小中学校が構成する単位ＰＴＡとする。

２．入会を希望する単位ＰＴＡは、所定の入会届を本会の会長に提出し、常任理事会の承認を得る。

３．会長は、前項の承認を得た後、対象単位ＰＴＡに所定の通知を行う。

４．本会に入会した単位ＰＴＡは、退会届の提出が無い限り、自動継続とする。

（退会）

第３条

１．退会を希望する単位ＰＴＡは、事前に、本会会長にその意思、事由を告知した後に、単位ＰＴＡ会員全員に退会事由を説明し理解を得た上で、単位ＰＴＡ総会等での決議後、退会事由、会員への説明内容及び総会議決結果の記載と、単位ＰＴＡ会長及び学校長の署名の入った退会届を、本会の会長に提出し、常任理事会の承認を得る。

２．会長は、前項の承認を得た後、対象単位ＰＴＡに所定の通知を行う。

３．退会は退会届が提出された年度の翌年度からの退会とする。

４．本会を退会することにより、本会が実施する事業への参加及び各種補償制度の資格を喪失する。

（負担金）

第４条年度途中の入退会による負担金の扱いについては以下のとおりとする。

１．入会については第２条第３項の通知のあった月を基準とし月割で徴収するものとする。

２．退会については返金を行わないものとする。

（改廃）

第５条　この規定の改廃は、理事会の３分の２以上の同意をもって行うことができる。

付則

１．この規定は、令和５年５月２０日より施行する。